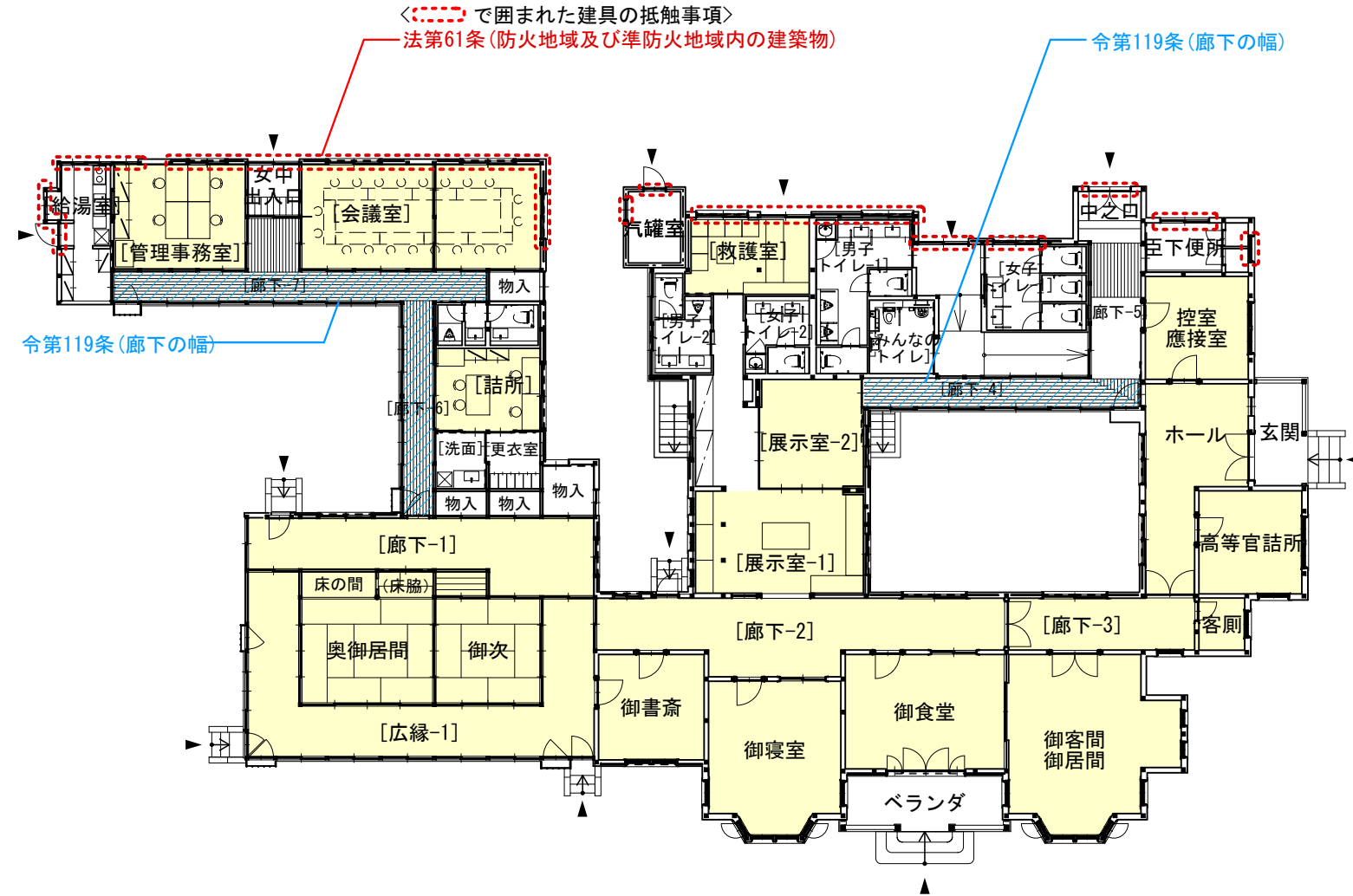


資料4-1 <旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)> (旧李王家別邸) 不適合項目代替措置

不適合項目及び代替措置の考え方(協議中)

建築基準法適合表 (法抵触部分のみ抜粋)

建築基準法適合表 (法抵触部分のみ抜粋)	
旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)(旧李王家別邸) (主要用途: 博物館)	
建築基準法	<p><b>NG</b></p> <p>延焼のおそれのある部分の開口部が防火設備ではない、建物が準耐火建築物ではない</p> <p><b>【代替措置等の考え方】</b> 下記の措置を講ずること、本規定の不適合を問題ないと判断する。                      ・出火防止: 電気配線の改修、漏電遮断器、感震ブレーカー、火気不使用、放火防止のための機械警備、全館禁煙                      ・火災拡大防止: 消火器、自動火災報知設備、漏電火災報知設備、屋内消火栓                      ・近隣への延焼防止: 炎感知器、放水銃、ドレンチャー                      ・消防活動の円滑性: 火災通報装置、消防隊が建物まで近接できる園路を確保、防火水槽                      ・避難安全性の確保: 誘導灯、放送設備、2方向避難の確保、内部見学順路からの緊急時避難経路の確保、避難経路上の戸を常時開放                      多数利用者が予測される場合は警備スタッフの配置・入場の制限、従業員等への避難誘導の指導教育、避難時の適切な誘導</p>
	<p><b>NG</b></p> <p>令第119条(廊下の幅) 廊下の一部が1.2m未満</p> <p><b>【代替措置等の考え方】</b> 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>
	<p><b>NG</b></p> <p>令第126条の2(排煙設備 設置) 排煙設備を有しない</p> <p><b>【代替措置等の考え方】</b> 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>
	<p><b>NG</b></p> <p>令第126条の4(非常用の照明装置) 非常用照明を有しない</p> <p><b>【代替措置等の考え方】</b> 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>
	<p><b>NG</b></p> <p>令第112条(防火区画)面積区画 500㎡以内ごとの面積区画を有しない</p> <p><b>【代替措置等の考え方】</b> 「法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)」参照。</p>



法抵触部分

【凡例】

□ : 居室

- <建物全体にかかる抵触事項>
- 法第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)
  - 令第112条 第4項(防火区画)
  - 令第126条の2(設置)(排煙設備)
  - 令第126条の4(非常用の照明装置)

※ 部屋名は、「[李王家]大磯別邸平面図(東京都立中央図書館特別文庫室所蔵)」に記載される部屋名を基に設定。ただし、[ ]の部屋名は、便宜的に設定した名称。部屋名は公開後に向けて、今後精査する必要がある。